

国立民族学博物館組織規程

平成16年4月9日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第25条に定めるもののほか、国立民族学博物館（以下「本館」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(副館長)

第2条 副館長は、研究・国際交流・IR担当及び企画調整担当として各1名ずつ置くものとし、館長が指名する教授をもって充てる。

(監査室)

第3条 本館の業務運営及び会計に関する監査を行うため、館長の下に監査室を置く。

2 監査室に、室長を置き、事務職員をもって充てる。

(管理部)

第4条 管理部においては、庶務、会計等に関する事務を処理する。

2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、次の各号に掲げる課を置く。

(1) 総務課

(2) 研究協力課

(3) 財務課

3 管理部に、部長を置き、事務職員をもって充てる。

4 課に、課長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。

5 部長は、部の事務を掌理する。

6 課長は、課の事務を処理する。

(研究部)

第5条 人類基礎理論研究部、超域フィールド科学研究部、人類文明誌研究部及びグローバル現象研究部においては、それぞれ次の第1号から第4号に掲げる事項について、民族学・文化人類学に関する調査研究を行い及びそれに関する資料を収集する。

(1) 人類科学の基礎分野を対象とする理論的研究の深化による新たな学術的課題の抽出及び学融合的新領域の創出に関する事項

(2) 世界諸地域を対象とする地域エスノグラフィ的研究の深化による新たな超域的研究基盤の確立及び人類学的地域研究の新領域の創出に関する事項

(3) 現代の人類が直面する課題に関して、過去の事象から未来を見通す学際的アプローチによって未来社会を展望する新たな価値の創出に関する事項

(4) 現代の人類が直面する課題に関して、地域の事象から世界を俯瞰する学際的アプローチによってグローバル社会を展望する新たな価値の創出に関する事項

2 各研究部に部長を置き、教授をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(情報管理施設)

第6条 情報管理施設に長を置き、副館長(企画調整担当)をもって充てる。

2 情報管理施設に副施設長を置き、管理部長をもって充てる。

3 施設長は、情報管理施設の事務を掌理する。

4 副施設長は、施設長を助け、施設の事務を処理する。

5 情報管理施設に、その所掌事務を分掌させるため、次の各号に掲げる課を置く。

(1) 企画課

(2) 情報課

6 課に課長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。

7 課長は、課の事務を処理する。

8 本館における標本資料等の科学研究に基づいた共同利用の促進に資するため、情報管理施設の下に共同利用型科学分析室を置く。

9 前項の室に長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

10 前項の長は、共同利用型科学分析室の事務を処理する。

(学術資源研究開発センター)

第7条 学術資源研究開発センターに長を置き、教授をもって充てる。

2 前項の長は、学術資源研究開発センターの事務を掌理する。

(国際研究統括室)

第8条 国際研究統括室に長を置き、教授をもって充てる。

2 前項の長は、国際研究統括室の事務を掌理する。

(IR室)

第9条 IR室に長を置き、教授をもって充てる。

2 前項の長は、IR室の事務を掌理する。

(梅棹資料室)

第10条 本館初代館長梅棹忠夫氏に関する資料を整理、保存し、本館における研究推進に資するため、館長の下に梅棹資料室を置く。

2 梅棹資料室に、室長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

3 前項の長は、梅棹資料室の業務を掌理する。

(館内組織の連携)

第11条 管理部、各研究部、情報管理施設、学術資源研究開発センター及び国際研究統括室においては、本館の研究活動及び展示業務を効果的に遂行するため、相互に緊密に連携し、当該業務の一体的な処理に当たるものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。